

千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第61号

千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則(昭和26年千葉市規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
区分	金額	区分	金額
日直	<u>5,000円</u> (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要するものとして市長が別に定める職員にあっては、 <u>7,500円</u> 以内)	日直	<u>5,300円</u> (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要するものとして市長が別に定める職員にあっては、 <u>7,950円</u> 以内)
宿直	<u>5,000円</u> (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要するものとして市長が別に定める職員にあっては、 <u>7,500円</u> 以内)	宿直	<u>5,300円</u> (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要するものとして市長が別に定める職員にあっては、 <u>7,950円</u> 以内)
同(勤務時間が午前8時30分から午後零時30分までの範囲内で割り振られている日及びこれに相当する日に限る。)	<u>7,500円</u> (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要するものとして市長が別に定める職員にあっては、 <u>11,250円</u> 以内)	同(勤務時間が午前8時30分から午後零時30分までの範囲内で割り振られている日及びこれに相当する日に限る。)	<u>7,950円</u> (災害時、事故発生時等の緊急時の対応を要するものとして市長が別に定める職員にあっては、 <u>11,925円</u> 以内)

(千葉市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 千葉市職員の管理職手当に関する規則(昭和39年千葉市規則

第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
区分	手当の支給を受ける職	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給額	定年前再任用短時間勤務職員の支給額	区分	手当の支給を受ける職	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給額	定年前再任用短時間勤務職員の支給額
市長事務部局(1) (行政職給料表の適用を受ける職とする。)	職務の級が8級の職のうち理事、局長、危機管理監、区長、会計管理者及び局付の職(市長が別に定めるものに限る。)	<u>130,900円</u>	[略]	市長事務部局(1) (行政職給料表の適用を受ける職とする。)	職務の級が8級の職のうち理事、局長、危機管理監、区長、会計管理者及び局付の職(市長が別に定めるものに限る。)	<u>131,800円</u>	[略]
	[略]				[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
議会事務部局	職務の級が8級の職(市長が別に定めるものに限る。)	<u>130,900円</u>	[略]	議会事務部局	職務の級が8級の職(市長が別に定めるものに限る。)	<u>131,800円</u>	[略]
	[略]				[略]		
消防	職務の級が8級の職のうち局長の職	<u>130,900円</u>	[略]	消防	職務の級が8級の職のうち局長の職	<u>131,800円</u>	[略]
	[略]				[略]		
教育委員会事務部局(1)	職務の級が8級の職のうち教育次長	<u>130,900円</u>	[略]	教育委員会事務部局(1)	職務の級が8級の職のうち教育次長	<u>131,800円</u>	[略]
	[略]				[略]		

(行政職給料表の適用を受ける職とする。)	の職			
	[略]			
[略]				

(行政職給料表の適用を受ける職とする。)	の職			
	[略]			
[略]				

(千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 千葉県職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和49年千葉県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率) 第14条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員のうち、特定管理職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、 <u>100分の250</u> 以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。 4 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員のうち、特定管理職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、 <u>100分の250</u> 以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 (1)～(4) [略] 5・6 [略]	(勤勉手当の成績率) 第14条 [略] 2 [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員のうち、特定管理職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、 <u>100分の255</u> 以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。 4 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員のうち、特定管理職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、 <u>100分の255</u> 以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 (1)～(4) [略] 5・6 [略]

第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員以外の職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、100分の35以上**100分の75**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。

2 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員以外の職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、100分の35以上**100分の75**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、**100分の120**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。

4 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、**100分の120**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) [略]

5・6 [略]

第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員以外の職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、100分の35以上**100分の80**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。

2 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員以外の職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、100分の35以上**100分の80**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、**100分の125**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。

4 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、**100分の125**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) [略]

5・6 [略]

第4条 千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員のうち、特定管理職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、<u>100分の255</u>以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。</p> <p>4 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員のうち、特定管理職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、<u>100分の255</u>以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員のうち、特定管理職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、<u>100分の250</u>以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。</p> <p>4 定年前提任用短時間勤務職員以外の職員のうち、特定管理職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、<u>100分の250</u>以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>5・6 [略]</p>
<p>第14条の2 定年前提任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員以外の職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、100分の35以上<u>100分の80</u>以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。</p> <p>2 定年前提任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員以外の職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績</p>	<p>第14条の2 定年前提任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員以外の職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、100分の35以上<u>100分の75</u>以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。</p> <p>2 定年前提任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員以外の職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績</p>

の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、100分の35以上**100分の80**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、**100分の125**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。

4 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、**100分の125**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) [略]

5・6 [略]

の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、100分の35以上**100分の75**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員（市長が別に定める者に限る。）の成績率は、**100分の120**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。

4 定年前再任用短時間勤務職員のうち、特定管理職員（前項に定める者を除く。）の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、**100分の120**以下の範囲内で、任命権者（市長以外の任命権者は市長と協議して）が定める。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第20条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に掲げる職員の区分に応じて定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) [略]

5・6 [略]

(単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第5条 単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則（平成3年千葉県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	179,400	215,600	252,200	282,300
	2	180,700	217,700	253,100	283,600
	3	182,000	219,800	254,000	284,900
	4	183,300	221,900	254,900	286,200
	5	184,400	223,700	255,700	287,400
	6	185,900	225,400	256,500	288,800
	7	187,400	227,100	257,300	290,200
	8	188,900	228,800	258,100	291,600
	9	190,400	230,300	258,900	292,800
	10	192,200	231,500	260,100	294,300
	11	194,000	232,700	261,300	295,800
	12	195,800	233,900	262,500	297,300
	13	197,500	234,800	263,700	298,800
	14	198,500	235,700	264,900	300,400
	15	199,500	236,600	266,100	302,000
	16	200,500	237,500	267,300	303,600
	17	201,300	238,200	268,500	305,000
	18	202,500	239,000	269,700	306,600
	19	203,700	239,800	270,900	308,200
	20	204,900	240,600	272,100	309,800
	21	205,900	241,300	273,300	311,400
	22	207,000	242,100	274,600	313,300
	23	208,100	242,900	275,900	315,200
	24	209,200	243,700	277,200	317,100
	25	210,200	244,200	278,400	318,700
	26	211,600	245,000	279,800	320,500
	27	213,000	245,800	281,200	322,300
	28	214,400	246,600	282,600	324,100
	29	215,700	247,200	283,800	325,800
	30	216,900	248,000	285,300	327,700
	31	218,100	248,800	286,800	329,600
	32	219,300	249,600	288,300	331,500
	33	220,500	250,400	289,800	333,200
	34	221,600	251,400	291,400	335,000
	35	222,700	252,400	293,000	336,800
	36	223,800	253,400	294,600	338,600
	37	224,900	254,100	296,000	340,300
	38	225,900	255,000	297,600	342,100
	39	226,900	255,900	299,200	343,900
	40	227,900	256,800	300,800	345,700
	41	228,900	257,600	302,400	347,400
	42	229,700	258,600	304,300	349,200
	43	230,500	259,600	306,200	351,000
	44	231,300	260,600	308,100	352,800

	45	231,900	261,400	309,700	354,400
	46	232,700	262,600	311,500	356,100
	47	233,500	263,800	313,300	357,800
	48	234,300	265,000	315,100	359,500
	49	234,800	266,100	316,800	361,000
	50	235,600	267,300	318,700	362,600
	51	236,400	268,500	320,600	364,200
	52	237,200	269,700	322,500	365,800
	53	238,000	270,800	324,200	367,400
	54	238,700	272,100	326,000	368,800
	55	239,400	273,400	327,800	370,200
	56	240,100	274,700	329,600	371,600
	57	240,500	275,900	331,300	372,900
	58	241,200	277,000	333,100	374,100
	59	241,900	278,100	334,900	375,300
	60	242,600	279,200	336,700	376,500
	61	243,100	280,000	338,400	377,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	62	243,700	281,200	340,200	378,600
	63	244,300	282,400	342,000	379,700
	64	244,900	283,600	343,800	380,800
	65	245,200	284,700	345,400	381,600
	66	245,700	285,900	347,100	382,400
	67	246,200	287,100	348,800	383,200
	68	246,700	288,300	350,500	384,000
	69	247,200	289,500	352,000	384,500
	70	247,700	290,800	353,600	385,100
	71	248,200	292,100	355,200	385,700
	72	248,700	293,400	356,800	386,300
	73	249,200	294,500	358,400	386,600
	74	249,700	295,700	359,800	387,000
	75	250,200	296,900	361,200	387,400
	76	250,700	298,100	362,600	387,800
	77	251,200	299,300	363,900	388,200
	78	251,700	300,500	365,100	388,500
	79	252,200	301,700	366,300	388,800
80	252,700	302,900	367,500	389,100	
81	253,200	304,000	368,500	389,400	
82	253,700	305,300	369,600	389,600	
83	254,200	306,600	370,700	389,800	
84	254,700	307,900	371,800	390,000	
85	255,200	308,900	372,600	390,200	
86	255,700	310,200	373,400	390,500	
87	256,200	311,500	374,200	390,800	
88	256,700	312,800	375,000	391,100	
89	257,200	313,900	375,500	391,300	
90	257,700	315,000	376,100	391,600	
91	258,200	316,100	376,700	391,900	
92	258,700	317,200	377,300	392,300	

93	259,200	318,500	377,600	392,500
94	259,700	319,600	378,000	392,900
95	260,200	320,700	378,400	393,300
96	260,700	321,800	378,800	393,700
97	261,200	323,000	379,200	393,800
98	261,700	323,700	379,500	394,300
99	262,200	324,400	379,800	394,700
100	262,700	325,100	380,100	395,100
101	263,200	325,900	380,400	395,400
102		326,500	380,600	395,600
103		327,100	380,800	395,800
104		327,700	381,000	396,000
105		328,300	381,200	396,100
106		328,900	381,500	396,300
107		329,500	381,800	396,500
108		330,100	382,100	396,700
109		330,700	382,300	396,900
110			382,600	397,100
111			382,900	397,300
112			383,200	397,500
113			383,500	397,700
114			383,900	
115			384,300	
116			384,700	
117			384,800	
118			385,200	
119			385,600	
120			386,000	
121			386,400	
122			386,600	
123			386,800	
124			387,000	
125			387,100	
126			387,300	
127			387,500	
128			387,700	
129			387,900	
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	193,500	220,100	247,200	255,800

(千葉市職員の初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 千葉市職員の初任給調整手当の支給に関する規則(平成18年千葉市規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表			別表		
職員の区分 ↓ 期間の区分	1項職員	2項職員	職員の区分 ↓ 期間の区分	1項職員	2項職員
1年未満	<u>224,600円</u>	[略]	1年未満	<u>231,300円</u>	[略]
1年以上2年未満	<u>224,600円</u>	[略]	1年以上2年未満	<u>231,300円</u>	[略]
2年以上3年未満	<u>224,600円</u>	[略]	2年以上3年未満	<u>231,300円</u>	[略]
3年以上4年未満	<u>224,600円</u>	[略]	3年以上4年未満	<u>231,300円</u>	[略]
4年以上5年未満	<u>224,600円</u>	[略]	4年以上5年未満	<u>231,300円</u>	[略]
5年以上6年未満	<u>224,600円</u>	[略]	5年以上6年未満	<u>231,300円</u>	[略]
6年以上7年未満	<u>224,600円</u>	[略]	6年以上7年未満	<u>231,300円</u>	[略]
7年以上8年未満	<u>224,600円</u>	[略]	7年以上8年未満	<u>231,300円</u>	[略]
8年以上9年未満	<u>224,600円</u>	[略]	8年以上9年未満	<u>231,300円</u>	[略]
9年以上10年未満	<u>224,600円</u>	[略]	9年以上10年未満	<u>231,300円</u>	[略]
10年以上11年未満	<u>224,600円</u>	[略]	10年以上11年未満	<u>231,300円</u>	[略]
11年以上12年未満	<u>224,600円</u>	[略]	11年以上12年未満	<u>231,300円</u>	[略]
12年以上13年未満	<u>224,600円</u>	[略]	12年以上13年未満	<u>231,300円</u>	[略]
13年以上14年未満	<u>224,600円</u>	[略]	13年以上14年未満	<u>231,300円</u>	[略]
14年以上15年未満	<u>224,600円</u>	[略]	14年以上15年未満	<u>231,300円</u>	[略]
15年以上16年未満	<u>224,600円</u>	[略]	15年以上16年未満	<u>231,300円</u>	[略]
16年以上17年未満	<u>221,300円</u>	[略]	16年以上17年未満	<u>228,000円</u>	[略]
17年以上18年未満	<u>217,900円</u>	[略]	17年以上18年未満	<u>224,600円</u>	[略]
18年以上19年未満	<u>214,500円</u>	[略]	18年以上19年未満	<u>221,200円</u>	[略]

19年以上	<u>211,</u>
20年未満	<u>200円</u>
20年以上	<u>207,</u>
21年未満	<u>900円</u>
21年以上	<u>200,</u>
22年未満	<u>600円</u>
22年以上	<u>193,</u>
23年未満	<u>000円</u>
23年以上	<u>186,</u>
24年未満	<u>000円</u>
24年以上	<u>178,</u>
25年未満	<u>600円</u>
25年以上	<u>171,</u>
26年未満	<u>400円</u>
26年以上	<u>160,</u>
27年未満	<u>200円</u>
27年以上	<u>149,</u>
28年未満	<u>600円</u>
28年以上	<u>138,</u>
29年未満	<u>700円</u>
29年以上	<u>127,</u>
30年未満	<u>500円</u>
30年以上	<u>115,</u>
31年未満	<u>900円</u>
31年以上	<u>104,</u>
32年未満	<u>100円</u>
32年以上	<u>92,</u>
33年未満	<u>600円</u>
33年以上	<u>73,</u>
34年未満	<u>100円</u>
34年以上	<u>55,</u>
35年未満	<u>200円</u>

備考 [略]

19年以上	<u>217,</u>
20年未満	<u>900円</u>
20年以上	<u>214,</u>
21年未満	<u>600円</u>
21年以上	<u>207,</u>
22年未満	<u>300円</u>
22年以上	<u>199,</u>
23年未満	<u>700円</u>
23年以上	<u>192,</u>
24年未満	<u>700円</u>
24年以上	<u>185,</u>
25年未満	<u>300円</u>
25年以上	<u>178,</u>
26年未満	<u>100円</u>
26年以上	<u>166,</u>
27年未満	<u>900円</u>
27年以上	<u>156,</u>
28年未満	<u>300円</u>
28年以上	<u>145,</u>
29年未満	<u>400円</u>
29年以上	<u>134,</u>
30年未満	<u>200円</u>
30年以上	<u>122,</u>
31年未満	<u>600円</u>
31年以上	<u>110,</u>
32年未満	<u>800円</u>
32年以上	<u>99,</u>
33年未満	<u>300円</u>
33年以上	<u>79,</u>
34年未満	<u>800円</u>
34年以上	<u>61,</u>
35年未満	<u>900円</u>

備考 [略]

(千葉市会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の一部改正)

第7条 千葉市会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則（令和2年千葉市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

会計年度任用職員技能労務職給料表

職務 の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	179,400
2	180,700
3	182,000
4	183,300
5	184,400
6	185,900
7	187,400
8	188,900
9	190,400
10	192,200
11	194,000
12	195,800
13	197,500
14	198,500
15	199,500
16	200,500
17	201,300
18	202,500
19	203,700
20	204,900
21	205,900
22	207,000
23	208,100
24	209,200
25	210,200
26	211,600
27	213,000
28	214,400
29	215,700
30	216,900
31	218,100
32	219,300
33	220,500
34	221,600
35	222,700
36	223,800
37	224,900
38	225,900
39	226,900
40	227,900
41	228,900
42	229,700
43	230,500
44	231,300
45	231,900
46	232,700

47	233,500
48	234,300
49	234,800
50	235,600
51	236,400
52	237,200
53	238,000
54	238,700
55	239,400
56	240,100
57	240,500
58	241,200
59	241,900
60	242,600
61	243,100
62	243,700
63	244,300
64	244,900
65	245,200
66	245,700
67	246,200
68	246,700
69	247,200
70	247,700
71	248,200
72	248,700
73	249,200
74	249,700
75	250,200
76	250,700
77	251,200
78	251,700
79	252,200
80	252,700
81	253,200
82	253,700
83	254,200
84	254,700
85	255,200
86	255,700
87	256,200
88	256,700
89	257,200
90	257,700
91	258,200
92	258,700
93	259,200
94	259,700
95	260,200
96	260,700
97	261,200

98	261,700
99	262,200
100	262,700
101	263,200

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則別表の規定、第2条の規定による改正後の千葉市職員の管理職手当に関する規則別表の規定、第5条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職給与規則」という。）別表第1の規定並びに第6条の規定による改正後の千葉市職員の初任給調整手当の支給に関する規則別表の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定による改正後の千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第14条第3項及び第4項並びに第14条の2第1項から第4項までの規定は同年12月1日から適用する。
- 3 改正後の技能労務職給与規則の規定を適用する場合には、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職給与規則の規定による給与の内払とみなす。